

補償保険制度

市が援助活動の事故に備えてファミリー・サポート・センター補償保険に加入します。

サービス提供会員傷害保険

協力会員が援助活動中の事故により傷害を被ったときに補償するものです。

賠償責任保険

援助活動中の事故等が原因で、第三者に損害を与えたことにより、賠償責任が生じたときに補償するものです。

依頼子供傷害保険

利用会員の子どもが、預かりを受けている間に、事故等によって傷害を被ったときに補償するものです。



会員募集

あなたの
子育て
応援します

随時受け付け中！

- 子育てのお手伝いをしたい人……協力会員
- 子育てのお手伝いをしてほしい人……利用会員
- どちらも兼ねたい人……両方会員

協力会員

多久市内に在住の方で、子育ての支援に理解のある方
● 市で行う講習を受講していただきます。

利用会員

多久市に在住の方、又は市内に勤務している方で、
生後6ヶ月から小学校6年生までのお子さんをお持ちの方
● 申し込み後、事前打ち合わせをしてからの利用となります。

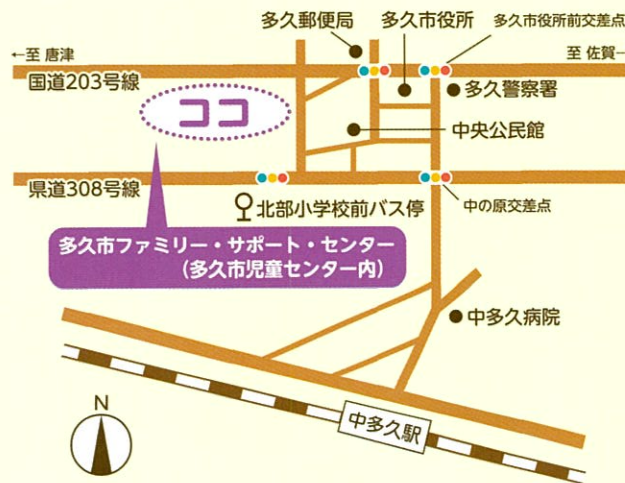
両方会員

利用会員として手助けを受け、ときには協力会員として活動できる方

申し込み・お問い合わせ 火～日曜日 9時～17時

TEL (0952) 75-5111

FAX (0952) 75-5110



多久市

ファミリー・サポート・センター のご案内



多久市ファミリー・サポート・センター

846-0002

多久市北多久町大字小侍40番地2

多久市児童センター内

TEL (0952) 75-5111

FAX (0952) 75-5110

多久市 ファミリー・ サポート・センター とは？



子育てをお手伝いしたい人と子育てのお手伝いをしてほしい人が会員登録し、送迎や一時預かりを行う会員組織です。

こんなときに利用できます。

- 保育施設までの子どもの送迎をしてほしい。
- 保育施設の保育開始前や保育終了後に子どもを預かってほしい。
- 学童保育終了後に子どもを預かってほしい。
- 冠婚葬祭などによる外出時の際に子どもを預かってほしい。
- 保護者の病気や急な用事の時に子どもを預かってほしい。



ファミリー・サポート・センターのしくみ

活動の流れ



援助活動の申し込みと依頼について

- 援助が必要になったら、センターに申し込みます。まずは会員登録をしていただきます。
- センターに配置のコーディネーターが依頼内容の条件にあった協力会員に連絡し、援助可能かどうかの確認をします。

事前打ち合わせと援助活動について

- センターが協力会員と連絡をとり事前打ち合わせの日程を決定します。
- 事前打ち合わせはセンターで行います。
- 事前打ち合わせでは、利用会員と協力会員は、受けた援助活動の内容・援助活動を受ける子どもについての情報（特異体質等）を事前打ち合わせ表に従って十分な打ち合わせを行います。
- 援助活動中に生じたトラブルは、原則的に会員相互間において解決してください。ただし、トラブル解消のための助言、指導等はコーディネーターが行います。

活動終了・報酬收受について

- 利用会員は、活動終了後決められた報酬を協力会員に直接支払います。

利用料金等について（1時間）

月曜日～金曜日	
午前8時～午後6時まで	500円
午後6時～午前8時まで	600円

土・日・祝	
午前8時～午後6時まで	600円
午後6時～午前8時まで	700円

- ★兄弟の場合 二人目からは半額
- ★援助活動取り消しについては、次のとおり利用会員が支払う。

- 前日までの取り消し…無料
- 当日の取り消し………半額
- 無断取り消し………全額



- ★食事（ミルク、おやつ等）代、おむつ等については、利用者が実費を支払う。

対象年齢について

- 援助活動対象になるお子さんは、生後6ヶ月から小学校6年生までとなります。

その他

- 利用会員・協力会員共に入会金等は必要ありません。